

## 令和2年度間接工事費動向調査調査票

本調査は、林野庁が、治山・林道工事における間接工事費の実態を把握し、今後の工事積算をより適正に進める上での基礎資料にするために実施するものです。

本調査票は、調査対象工事の受注者に、発注者より配布されます。本調査の目的をご理解いただき、調査票の回答にご協力ください。

本調査票に記載された内容は、調査の目的以外には使用しませんので、工事の実績をできるだけ正確に記載して下さい。

なお、本調査票は森林整備保全事業設計積算要領（令和2年度版）に準じて作成されています。

林野庁森林整備部計画課（施工企画調整室）

### 1. 調査対象工事

本調査の調査対象工事は、次の条件を満たす工事の中から選定されました。

- ・森林整備保全事業設計積算要領（林野庁）に基づいて積算が行われている工事
- ・森林管理局等（林野庁）、各都道府県と請負契約を締結した工事
- ・工事内容が積算要領に定められた工種区分（表6-1）のうち、次の工種区分に該当する工事
  - ①治山・地すべり防止工事<sup>1)</sup>
  - ②道路工事<sup>2)</sup>
  - ③森林整備（A,B）<sup>3)</sup>

なお、2種以上の工事区分からなる工事、鋼製治山ダムと他の工種を併せた工事、支給品・貸与品等がある工事等については、調査対象外とします。

1)本調査では、「治山・地すべり防止工事」のうち、鋼製治山ダムだけの工事である場合に、①鋼製スリット式治山ダムのみ、②鋼製バットレス式治山ダムのみ、③鞘管に鋼材を建て込む工法（鞘管鋼材建込工法と呼ぶ）による流木捕捉工付治山ダムだけに該当するかどうかを特記します。なお、該当する場合は、直接工事費の材料費について、工場製作した鋼材製品価格（現場渡し）を別記します。

2)本調査では、「道路工事」について、工事目的物により、①林業専用道（林道）、②林業専用道以外の林道、③林道以外に細分します。

3)「森林整備」のA.B区分：「森林整備A」とは、土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合、樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合、航空実播工又は種子吹付工の場合をいう。また、「森林整備B」は、それ以外のものをいう（森林整備保全事業設計積算要領による）

### 2. 調査対象工事の竣工年度

本調査の調査対象工事は、令和元年度及び令和2年度に竣工した工事（竣工予定の工事を含む）とします。

- a)令和元年度に竣工した工事（「令和元年度分」と称する）
- b)令和2年度に竣工または竣工予定の工事（「令和2年度分」と称する）

### 3. 提出方法・期限

1件の調査対象工事について、1組の調査票を作成して、調査票のファイル(指定のファイル名に書き換えたもの)をメールに添付して送付してください。ファイル名については、別紙(ファイル命名法)を参照してください。

調査票の提出期限は、下記のとおりです。

- ・調査票の提出期限

- a)令和元年度分：令和3年1月15日(金)

- b)令和2年度分：令和3年2月26日(金)

- ・提出先アドレス：sekogijutu@maff.go.jp

なお、配布時に、提出先等について別途指示があった場合は、その指示に従ってください。

### 4. 調査票記載についての質問等

調査票の記載についての質問は、別紙の質問状に記入して、下記の質問先アドレスに送付してください。

- ・質問状送付先アドレス：support@fcri.co.jp (タイトル：C質問)

下記のアドレスに空メールを送信すると、調査票等のダウンロード先等の情報を記載したメールが自動返信されます。

- ・情報提供先アドレス：cs@fcri.co.jp

### 5. 記入の留意事項

入力欄が青色のセルには、必要事項を入力してください。

入力欄が黄色のセルは、プルダウンメニューから該当するものを選択してください。

入力する数字は、半角で入力してください。

入力する金額は、千円単位として、千円以下は四捨五入し入力してください。

入力する日付は、西暦(例：2020/1/1)で記入してください。なお、確認のために、下段に和暦を自動表示します。

ファイルの書式は変更しないでください。

## 調査票作成要領

本調査は、林野庁が、治山・林道工事における間接工事費の実態を把握し、今後の工事積算をより適正に進める上での基礎資料にするために実施するものです。

調査票に記載された内容は、調査の目的以外には使用しませんので、工事の実績をできるだけ正確に記載して下さい。

### 1. 概要

調査対象工事について、森林整備保全事業設計積算要領（林野庁）に準じて、会計資料・日報等の記録をもとに、工事目的物（仮設工を含む）の工事をおこなうために、実際に要した費用を直接工事費・間接工事費（共通仮設費・現場管理費）の項目ごとに記載してください。

1件の調査対象工事に対して、1組の調査票を作成します。

なお、積算要領と取り扱いが異なる場合等については、調査票内に記載しています。

### 2. 調査票の記載順序

調査票は、複数のシートから構成されていますので、次表の順序で記載してください。

なお、各費用に内容については、森林整備保全事業設計積算要領（林野庁）を参照してください。

表 調査票の構成と記載方法

区分		順序	記載方法	資料収集
1	一般事項等	1	調査対象工事について、一般的事項について、記載してください。	必要に応じて発注者に確認をしてください。
別紙	ファイル命名法		記載した調査票（エクセル）のファイル名は、記載された内容にしたがって付けてください。	—
2	直接工事費	2	調査対象工事の直接工事費、間接工事費について、実際に要した費用内訳を重複がないように記載してください。終了したら、記載漏れがないかどうか確認してください。	下請がある場合は、下請者から費用内訳のデータの提供を受けて記載してください。
3	共通仮設費			
4	現場管理費			
5	総括表	3	調査表2~4に記載された内容が転記され、工事費の全体像が確認できます。おかしいところがないか確認してください。	

### 3. 外注費の取り扱い

公共土木工事の場合は、工事の一部を他者に請け負わせている場合（下請）が多く、会計上は外注費が工事費の多くをしめしますが、積算上の分析のためには、下請者が行った工事についても、内訳を調べて、その費用を各項目に配分する必要があります。下請者に協力をいただき、下請者から提出された資料をもとに、下請分（二次下請者も含む）を合計して記載をお願いします。

そのために、直接工事費、間接工事費（共通仮設費・現場管理費）の各項目には、「元請」、「下請（外注）」の欄があり、記載された費用が合算（元請＋下請（外注））されます。

「下請（外注）」の欄には、下請者（二次下請者も含む）から提出された資料をもとに、すべての下請者の費用を合計して記載してください。

#### [用語]

下請：発注者より請負者が引き受けた工事の一部を、請負者が他の業者に請け負わせること

元請者：発注者と請負契約を直接結んだ者

下請者：元請者等が請負工事の一部を他者に請け負わせた場合の相手方であり、労務管理、技術管理等の管理責任をもって技術力等を提供して工事目的物（仮設工を含む）の一部を施工する者

一次下請者：元請者と直接契約関係にある下請者

二次下請者：一次下請者がさらに工事の一部を他の者に請け負わせた場合、一次下請者と直接契約関係にある下請者

外注費：元請者から下請者に支払われる費用（一次下請者から二次下請者に支払われる費用も同様とする）

#### 4. 人件費関係の取り扱い

人件費等については、下記のとおり整理して、該当箇所に記載してください。

労務の区分		内容		給与等の計上	労働保険料・社会保険料等の計上
現場従業員		工事の管理業務をこなう技術系職員・事務系職員 (現場代理人、監理技術者、技術員など) *工事の管理業務について、本社等から支援を受けた場合は、該当する分を加算してください。		現場管理費—従業員給与手当	
		夜警、倉庫番、炊事、運転手など、特定の業務、あるいは臨時的な業務に従事する者			
現場労働者	世話役相当	工事の施工に直接	現場労働者のうち、相当程度の技能を有し、主として指導的な業務を行うもの(世話役相当)	直接工事費—労務費	現場管理費—法定福利費
	一般労働者	従事した労働者	世話役相当以外の現場労働者(特殊作業員・普通作業員・山林砂防工など)		
交通誘導員		交通誘導、機械の誘導等を行う警備会社の警備員 (交通誘導警備員Aなど)		直接工事費—労務費等	

○会社運営に必要な「一般管理費等」に該当する役員報酬、本支店の従業員の給料等は含みません。

## 1. 一般的事項等 内訳書

### 記入者情報

氏名	1			文字列
フリガナ（氏名）	2			文字列
所属先（法人名）	3			文字列
役職	4			文字列
メールアドレス	5			文字列
電話番号	6		例：1234-12-1234	文字列

### 作成情報

作成日(入力完了日)	7		入力が完了した年月日、西暦、例：2020/1/1	日付
同和歴表示	—		入力確認（自動表示）、正しく表示されない場合は入力値を確認	日付
ファイル名①調査票記号	8	C	固定	文字列
ファイル名②分類番号	9		森林管理局・都道府県を表す数字2文字、別紙参照	文字列
ファイル名③識別記号	10		所属先の法人番号（国税庁指定）、数字13文字、別紙参照	文字列
ファイル名④年度記号	11		年度を表す英数字2文字（13により自動選択）	文字列
ファイル名⑤工事番号	12		1 数字1文字（年度内連番）、別紙参照	文字列
ファイル名①+②+③+④+⑤	13	C 1	この調査票（エクセルファイル）に付すファイル名	

契約情報

竣工年度	13		令和元年度分・令和2年度分から選択	
工事名	14			文字列
発注者・区分1	15		林野庁（国）・都道府県から選択	
発注者・区分2	16		発注先の森林管理局・都道府県を選択	
発注者名 （発注機関の名称）	17		森林管理署名・事務所名など	文字列
工事箇所・都道府県	18		都道府県を選択	
工事箇所・住所	19			文字列
請負者	20		例：株式会社〇〇建設	文字列
フリガナ（請負者）	21			文字列
請負者の資本金等	22		千円（作成日時点）	数字
最終請負金額（税込）	23		千円（税込）	数字
同消費税相当額	24		千円	数字
契約工期（最終）（自）	25		始期日、西暦、例：2020/1/1	日付
	26		終期日、西暦、例：2020/1/2	日付
同和歴表示（自）	—		入力確認（自動表示）、正しく表示されない場合は入力値を確認	
	—		入力確認（自動表示）、正しく表示されない場合は入力値を確認	

工事情報

工種区分	27		工種区分の選定（該当する工種区分がない場合は調査対象外）	要領表6-1
道路工事の細分	28		工種区分で道路工事を選定した場合、工事目的物を選択	
鋼製治山ダムの特記 （治山・地すべり工事）	29		工種区分で治山・地すべり工事を選定し鋼製治山ダムのみの工事である場合に、示された工事目的物に該当するかどうか選定	
上記の鋼材製品の種類	30		スリット：B型など、流木捕捉工：R型・SSS型など	
工事概要（簡素に）	31		例：谷止工1基300m3、山腹工1箇所0.1ha	文字列
使用した主要建設機械等	32		例：バックホウ、不整地運搬車、クローラクレーン	文字列
地域補正の適用	33		不明瞭な場合は発注者に確認してください	要領、表6-6
山林砂防工の適用	34		不明瞭な場合は発注者に確認してください	有無
現場環境改善費の対象	35		不明瞭な場合は発注者に確認してください（共通仮設費）	対象・対象外
週休(実績)	36		契約期間内において4週間のうちの休日の数（年末年始・夏休みを除く）	週休2日関連
支給品・貸与品等	—	なし	固定（支給品・貸与品等がある場合は対象外）	
一次下請者の数	37		0 「2.直接工事費」のシートに入力された値から、転記されます。	
二次下請者の数	38		0 「2.直接工事費」のシートに入力された値から、転記されます。	

工事現場の条件に対する質問

現場事務所等に商用電力が引き込める	39		はい・いいえから選択	
現場事務所等に水道が引き込める	40			
現場事務所等に電話回線が引き込める	41			
現場（工事箇所・現場事務所等）が携帯電話の圏外である。	42			
現場で現場外と通信するために、業務用無線機を使用した。	43		デジタル簡易無線機を含む。 出力の小さい特定小電力無線機（トランシーバー）は除く。	
現場で現場外と通信するために、衛星電話を使用した。	44			
使用した衛星電話のメーカー・機種	45		衛星電話を使用した場合	文字列

## 【別紙】ファイル命名法

調査票のファイル(エクセル)のファイル名の命名法は次のとおりです。

調査票のファイルは英数字19文字、(①+②+③+④+⑤)からなるファイル名を付けてください。

例) C604000012080002R11

①調査票番号(英字1文字):調査票を識別する番号です。  
本調査票では、「C」としてください。

②分類番号(数字2文字):調査票を配布した森林管理局・都道府県を識別する番号です。右表を参照して、決められた番号を記載してください。

③識別記号(英数字13文字):調査対象工事の請負者を識別するための記号です。請負者の法人番号(国税庁指定)としてください。

[参考]法人番号

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsume/>

④年度記号(英数字2文字):踏査対象工事の竣工年度を表すための記号です。次から選択してください。

R1:令和元年度

R2:令和2年度

⑤工事番号(数字1文字):請負者が行なった調査対象工事を表すための番号です。

竣工年度内の連番とし、記入者が設定してください。同じ竣工年度内に調査対象工事が1件の場合は、1となります。

	区分	分類番号
国 有 林	北海道森林管理局	51
	東北森林管理局	52
	関東森林管理局	53
	中部森林管理局	54
	近畿中国森林管理局	55
	四国森林管理局	56
	九州森林管理局	57
民 有 林	北海道	01
	青森県	02
	岩手県	03
	宮城県	04
	秋田県	05
	山形県	06
	福島県	07
	茨城県	08
	栃木県	09
	群馬県	10
	埼玉県	11
	千葉県	12
	東京都	13
	神奈川県	14
	新潟県	15
	富山県	16
	石川県	17
	福井県	18
	山梨県	19
	長野県	20
	岐阜県	21
	静岡県	22
	愛知県	23
	三重県	24
	滋賀県	25
	京都府	26
	大阪府	27
	兵庫県	28
	奈良県	29
	和歌山県	30
	鳥取県	31
	島根県	32
	岡山県	33
	広島県	34
	山口県	35
	徳島県	36
	香川県	37
	愛媛県	38
	高知県	39
	福岡県	40
	佐賀県	41
	長崎県	42
	熊本県	43
	大分県	44
	宮崎県	45
	鹿児島県	46
	沖縄県	47

## 2. 直接工事費 内訳書

(消費税抜き)

直接工事費 内訳

工事目的物+仮設工

(単位：千円)

直接工事費は、工事目的物及び工事の施工に必要な仮施設（仮設工と呼ぶ）の工事に直接必要な材料費・労務費・直接経費等です。

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明
材料費	1	0			
鋼材製品価格	2	0			鋼製治山ダムの特記
小計	—	0	0	0	
労務費等	労務費	3	0		
	交通誘導員等	4	0		
	小計	—	0	0	
直接経費	特許使用料	5	0		
	水道光熱電力料	6	0		
	機械経費	7	0		
	小計	—	0	0	
処分費等	処分費	8	0		再資源化施設の受入費を含む
	有料道路利用料	9	0		
	上下水道料金	10	0		
	小計	—	0	0	
計	—	0	0	0	

○積算要領にある「仮設費」は区分しません。材料費、労務費、直接経費に配分してください。

○材料費において、鋼製治山ダムのうち、①鋼製スリット式治山ダム、②鋼製バットレス式治山ダム、③鞆管に鋼材を建て込む工法（「鞆管鋼材建込工法」と呼ぶ）による流木捕捉工付治山ダムに該当する場合は、工場製作した鋼材製品価格（現場渡し）をそれ以外の材料費とは区分して記載します。

○積算要領にある「その他費用（交通誘導員、機械の誘導等の交通管理に要する費用）」（人件費）は、「労務費等」－「交通誘導員等」に記入してください。

外注費 内訳

外注費は、元請者が工事の一部を下請者に請け負わせた場合に元請者から下請者に支払われる費用です。

区分	一次下請者の名称	外注費 (千円・税抜き)	二次下請者の数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
外注費 (計)		11	0
下請の数	一次下請者の数	12	0
	二次下請者の数	13	0

3. 共通仮設費 内訳書

R:率計算分 F:積上げ計算分

(消費税抜き)

運搬費・器材等の搬出・搬入・現場内小運搬 内訳

(単位：千円)

区分			元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明	
仮設材①	I	1	0			型枠材・支保材・足場材・仮囲い等	i - ii
仮設材②	II	2	0			鋼矢板・H形鋼・覆工板等	ii - ii
敷鉄板①	I	3	0			敷鉄板②以外	i - ii
敷鉄板②	II	4	0			敷鉄板設置撤去工で積上げた分	ii - ii
仮設材・敷鉄板 I	R	—	0	0	0	仮設材①+敷鉄板①、共通仮設費率に含まれる運搬費	
仮設材・敷鉄板 II	F	—	0	0	0	仮設材②+敷鉄板②、積上げ項目による運搬費	
計		—	0	0	0		

運搬費・建設機械の運搬（分解・組立を含む） 内訳

使用した建設機械を、下記の「区分」に示した項目に分けて、運搬費記載してください。

また、自走による運搬の場合は、自走距離（水平距離、10m単位）を記載してください。

(単位：千円)

区分			元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	自走距離(m)	記載説明	
質量20t未満の 建設機械	貨物自動車等による運搬	I	5	0		—		i - i
	自走による運搬	I	6	0				i - iii
	日々回送	I	7	0		—		i - iv
	現場内小運搬	I	8	0		—		i - i
質量20t以上の 建設機械	貨物自動車等による運搬	II	9	0		—		ii - i
	自走による運搬	I	10	0				i - iii
	日々回送	I	11	0		—		i - iv
	現場内小運搬	I	12	0		—		i - v
トラッククレーン（油 圧伸縮ジブ型20-25 t 吊）	自走による運搬等	I	13	0				i - vi
ラフテレーンクレーン （油圧伸縮ジブ型20- 70 t吊）	自走による運搬等	I	14	0				i - vi
トラッククレーン（ラ チスジブ型25t吊/油圧 伸縮ジブ型80t吊以 上）	自走による運搬	II	15	0				i - iii
重建設機械	分解・組立・輸送等	II	—	—	—	—	本項目を計上する工事は調査対象外とする	ii - iii
自動車航送船使用料等		II	16	0		—	フェリーによる運搬費	ii - iv
建設機械 I	R	—	0	0	0		共通仮設費率に含まれる運搬費	
建設機械 II	F	—	0	0	0		積上げ項目による運搬費	
計		—	0	0	0			

準備費 内訳

(単位：千円)

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明	
準備・後片付け		17	0		着手時・施工中・完成時の準備・後片付け	a
調査・測量・丁張等		18	0		工事着手前の基準測量等・図面照査等・杭の仮移設・丁張設置	b
伐開・除根・除草等		19	0		伐開・除根・除草・整地・段切り・すりつけ等	c
小計(準備・測量等)	R	—	0	0		
処分費(伐開・除根・除草等)		20	0		伐開・除根・除草等に伴う建設副産物等の搬出・処理費用	d
その他		21	0		その他工事の施工上必要な準備に要する費用	d
小計(その他)	F	—	0	0		
計		—	0	0		

○準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用(人件費)については、「直接工事費」-「労務費等」-「交通誘導員等」に入れてください。

役務費 内訳

(単位：千円)

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明	
土地の借地料	F	22	0			a
小計(土地の借上げ)		—	0	0		
電力基本料金		23	0			b
電力設備用工事負担金		24	0			c
小計(電力用水等)	F	—	0	0		
計		—	0	0		

事業損失防止施設費 内訳

(単位：千円)

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明	
仮施設の設置・撤去・維持管理費		25	0		騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等に起因する事業損失の未然防止	a
調査等に要する費用		26	0			b
計	F	—	0	0		

技術管理費 内訳

(単位：千円)

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明	
品質管理費等		27	0		品質管理・出来高管理・工程管理	a
小計(品質管理費等)	R	—	0	0		
その他		28	0		特殊な品質管理費等、各種調査、ICT建設機械に要する費用、その他	b
小計(その他)	F	—	0	0		
計		—	0	0		

営繕費 内訳

(単位：千円)

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明	
現場事務所・試験室等		29	0		設置・撤去・維持・補修	a
労働者宿舎		30	0		設置・撤去・維持・補修	b
倉庫・資材保管庫		31	0		設置・撤去・維持・補修	c
労働者送迎		32	0		現場事務所等集散場所までの費用	d
土地・建物の借上げ		33	0		現場事務所・試験室・労働者宿舎・倉庫・資材保管庫等	e
小計(建物等)	R	—	0	0		
監督員詰所・火薬庫		34	0		設置・撤去・維持・補修等	f
その他		35	0		工事施工上必要な営繕等	h
小計(監督員詰所等)	F	—	0	0		
計		—	0	0		

○現場事務所、関東員詰所等の美装化、シャワールの設置、トイレの水洗化に要する費用は、「現場環境改善費」に入れてください。

安全費 内訳

(単位：千円)

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明	
監視・連絡等		36	0			i
保安要員		37	0			ii
標示板・標識等		38	0			iii
夜間工事等の証明		39	0			iv
救命艇(河川・海岸工事)		—	—	—	調査対象外(海岸工事・河川工事は対象外)	v
酸素欠乏症の予防		40	0			vi
粉塵作業の予防		41	0			vii
長大トンネル等の防火安全対策		—	—	—	調査対象外(トンネル工事は対象外)	viii
安全用具		42	0			ix
安全委員会等		43	0			x
山岳トンネル工事の切羽の肌落ち災害防止対策		—	—	—	調査対象外(トンネル工事は対象外)	xi
小計(安全管理費)	R	—	0	0		
鉄道・航空関係施設の安全管理		44	0			i
高圧作業の予防		45	0			iii
航路の安全標識・警戒船運転		—	—	—	調査対象外(海岸工事・河川工事は対象外)	iv
発破・監視		46	0			v
呼吸用保護具(トンネル工事)		—	—	—	調査対象外(トンネル工事は対象外)	vi
その他		47	0			vii、viii
小計(その他)	F	—	0	0		
計		—	0	0		

○「交通管理に要する費用(交通誘導員及び機械の誘導員等の費用)」(人件費)については、「直接工事費」-「労務費等」-「交通誘導員等」に入れてください。

○バリケート、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用は、「現場環境改善費」に入れてください。

現場環境改善費 内訳

(単位：千円)

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明	
仮設備関係		48	0		用水・電力等の供給施設/緑化、花壇/ライトアップ施設/見学路及び椅子の設置/昇降施設の充実/環境負荷の低減	細部取扱表 5-2
安全関係		49	0		工事標識、照明等の安全施設の現場環境改善(電光式標識等)/盗難防止対策(警報機等)/避暑(熱中症予防)・防寒対策	細部取扱表 5-2
営繕関係		50	0		現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)/労働者宿舎の快適化/デザインボックス(交通誘導警備員待機室)/現場休息所の快適化/健康関連施設及び厚生施設の充実等	細部取扱表 5-2
地域連携		51	0		完成予想図/工法説明図/工事工程表/デザイン工事看板(各工事PR看板を含む)/見学会等の開催(イベント等の実施含む)/見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営/パンフレット・工法説明ビデオ/地域対策費等(地域行事等の経費を含む)/社会貢献	細部取扱表 5-2
小計(現場環境改善)	R	—	0	0		
その他		52	0		積上げ計上が必要なもの	
小計(その他)	F	—	0	0		
計		—	0	0		

4. 現場管理費 内訳書

R:率計算分 F:積上げ計算分

(消費税抜き)

現場管理費 内訳

(単位：千円)

区分			元請 + 下請(外注)	元請	下請(外注)	記載説明
労務管理費	R	1	0			
安全訓練に 要する費用	R	2	0			
	R	3	0			
		—	0	0	0	
租税公課	R	4	0			「直接工事費—直接経費—機械経費」に機械器具等損料として見込んだものは除外する
保険料	R	5	0			
	R	6	0			
	R	7	0			
	R	8	0			
	R	9	0			
	R	—	0	0	0	
従業員給料手当	R	10	0			現場従業員の給与等、「直接工事費—労務費等—労務費」に含まれる現場従業員の給与等は除外する。
退職金	R	11	0			引当金等
法定福利費	R	12	0			労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む）、厚生年金保険料（児童手当拠出金を含む）、退職金共済制度掛金
福利厚生費	R	13	0			
事務用品費	R	14	0			
通信交通費	R	15	0			
交際費	R	16	0			
補償費	R	17	0			
工事登録等に要する費用	R	18	0			
動力・用水光熱費	R	19	0			
その他	R	21	0			公共事業労務費調査に要する費用、雑費
計		—	0	0	0	

○積算要領にある「外注経費」は、原則として「下請（外注）」として、各費用に配分されるために記載欄を設けない。

## 5. 総括表

(消費税抜き)

この総括表は、調査表に記載された内容が転記され、工事費の全体像が確認できます（総括表に入力する欄はありません）。

請負金額

区分	元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	備考
請負金額（「下請（外注）」の場合は外注額）	請負金額	請負金額	外注費	「1.一般事項等」・「2.直接工事費」から転記
	0	0	0	

工事費（実績） 内訳

(単位：千円)

区分		元請+下請(外注)	元請	下請(外注)	備考	
直接工事費	材料費	材料費	0	0	「2.直接工事費」から転記	
		鋼材製品価格	0	0		
		小計	0	0		
	労務費等	労務費	0	0		
		交通誘導員等	0	0		
		小計	0	0		
	直接経費	特許使用料	0	0		
		水道光熱電力料	0	0		
		機械経費	0	0		
		小計	0	0		
	処分費等	処分費	0	0		
		有料道路利用料	0	0		
		水下水道料金	0	0		
		小計	0	0		
	計		0	0	0	

間接工事費	共通仮設費	運搬費	仮設材・敷鉄板Ⅰ	0	0	0	「3.共通仮設費」から転記	R	
			仮設材・敷鉄板Ⅱ	0	0	0		F	
			建設機械Ⅰ	0	0	0		R	
			建設機械Ⅱ	0	0	0		F	
			小計	0	0	0			
		準備費	準備・測量等	0	0	0		R	
			その他	0	0	0		F	
			小計	0	0	0			
		役務費	土地の借上げ	0	0	0		F	
			電力用水等	0	0	0		F	
			小計	0	0	0			
		事業損失防止施設費	事業損失防止施設費	0	0	0		F	
		技術管理費	品質管理費等	0	0	0		R	
			その他	0	0	0		F	
			小計	0	0	0			
		営繕費	建物等	0	0	0		R	
			監督員詰所等	0	0	0		F	
			小計	0	0	0			
		安全費	安全管理費	0	0	0		R	
			その他	0	0	0		F	
			小計	0	0	0			
		現場環境改善費	現場環境改善	0	0	0		R	
			その他	0	0	0		F	
			小計	0	0	0			
		計			0	0	0		
		率計算分			0	0	0		
		積上げ計算分			0	0	0		

現場管理費	労務管理費	0	0	0	「4.現場管理費」から転記	R
	安全訓練等に要する費用	0	0	0		R
	租税公課	0	0	0		R
	保険料	0	0	0		R
	従業員給料手当	0	0	0		R
	退職金	0	0	0		R
	法定福利費	0	0	0		R
	福利厚生費	0	0	0		R
	事務用品費	0	0	0		R
	通信交通費	0	0	0		R
	交際費	0	0	0		R
	補償費	0	0	0		R
	工事登録等に要する費用	0	0	0		R
	動力・用水光熱費	0	0	0		R
	その他	0	0	0		R
	小計（上記の現場管理費）	0	0	0		
	外注経費	0	—	0	1)	
	外注経費（外注費）	—	0	—	直接工事費・間接工事費に配分	
	計	0	0	0		
	合計	0	0	0		
一般管理費等相当額	0	0	—	2)		
工事価格相当額	0	0	—			

1) 下請の「外注経費」は、下式で求めた値であり、元請が下請に支払った費用（外注費）のうち、直接工事費・間接工事費に配分できなかったもの（一般管理費等相当額）である。

$$\text{外注経費} = \text{「外注費」} - \text{「直接工事費」} - \text{「共通仮設費」} - \text{「現場管理費」} \quad (\text{外注経費を除く})$$

2) 元請等の「一般管理費相当額」は、下式で求めた値である。

$$\text{「一般管理費相当額」} = \text{「請負金額」} \quad (\text{税抜き}) - \text{「直接工事費」} - \text{「間接工事費」}$$

## 間接工事費動向調査調査票記載に関する質問状

間接工事費動向調査調査票の記載について質問がある場合は、本シート（エクセル）に、所属、氏名（フリガナ）、連絡先（E-mail、電話番号）、質問内容等を記載の上、電子メールに添付して下記のアドレスに送付してください。

また、メールのタイトルは、「C質問」とし、本シート（エクセル）のファイル名に、識別のために作成年月日、法人名を加えてください。

質問先アドレス：support@fcri.co.jp （担当：山地防災研究所）

			作成年月日	
質問者 連絡先	所属		部署	
	氏名		フリガナ	
	E-mail		TEL	
質問 1	調査票の項目			
	調査票の項目を記載してください。・・・			
	質問内容			
	質問内容を記載してください。・・・			
	回答			
質問 2	調査票の項目			
	質問内容			
	回答			
質問 3	調査票の項目			
	質問内容			
	回答			
記録	受付年月日		回答年月日	

## 費用の内訳（第5積算書の内容 1 請負工事費）

請負工事費は、森林整備保全事業の目的を達成するために直接必要な施設の施工に係る工事の費用とし、箇所又は請負契約ごとに積算するものとし、その内訳は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等並びに消費税等相当額とする。

### (1) 直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別に区分し、各区分ごとに目的とする施設の施工に直接必要な材料費、労務費及び直接経費（特許使用料、水道光熱電力料及び機械経費）、仮設費並びにその他費用について積算するものとし、その内容は次のとおりとする。

#### ア材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は、次の(ア)及び(イ)によるものとする。

##### (ア) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算するものとする。

##### (イ) 価格

価格は、原則として、入札時における市場価格とするものとし、消費税等相当額は含まないものとする。

設計書に計上する材料の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。

また、支給品の価格決定については、発注者側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を発注者側において保管し、再使用品として支給する場合においても、入札時における市場価格または類似品価格とする。

ただし、これにより難しい場合には、別に定めることができるものとする。

#### イ労務費

労務費は、工事を施工するのに必要な労務の費用とし、その算定は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

##### (ア) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛を使用するものとする。

##### (イ) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

ただし、これにより難しい場合には、別に定めることができるものとする。

#### ウ 直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接必要な経費とし、次の(ア)、(イ)及び(ウ)によるものとする。

##### (ア) 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣する技術者等に要する費用の合計額とする。

##### (イ) 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、工事を施工するために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

## (ウ) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費及び労務費を除く。）とし、その算定は、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月11日付け11林野計第134号）に基づいて積算するものとする。

## エ 仮設費

仮設費は、目的とする工事の施工に必要な仮施設の施工（以下「仮設工」という。）に直接必要なア、イ及びウの費用（共通仮設費に含まれるものを除く。）とし、その内容は次のとおりとする。

(ア) 型枠、支保工及び足場工に要する費用

(イ) 山留（土留、仮締切）、仮井筒及び築島工に要する費用

(ウ) 水替工及び仮水路に要する費用

(エ) 工事施工に必要な機械設備（コンクリートプラント、アスファルトプラント等）に要する費用

(オ) 電力、用水等の供給設備に要する費用

(カ) 仮道、仮橋、現場補修等に要する費用

(キ) 工事施工に必要な防護施設に要する費用

(ク) 工事施工に伴う防じん対策に要する費用

(ケ) 仮区画線に係る費用

## オ その他費用

その他費用は、交通誘導員、機械の誘導等の交通管理に要する費用とする。

## (2) 間接工事費

間接工事費は、各工事部門共通の直接工事費以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分し、それぞれの構成する費目について積算するものとし、その内容は、次によるものとする。

### ア 共通仮設費

共通仮設費は、工事施工に当たって、工事目的物の施工に間接的に係る費用であり、その内容は、次の(ア)から(キ)によるものとする

(ア) 運搬費

a 機械器具の運搬に要する費用

b 現場内における器材の運搬に要する費用

(イ) 準備費

a 準備及び片付けに要する費用

b 調査、測量、丁張り等に要する費用

c 伐開、整地及び除草に要する費用

(ウ) 役務費

土地の借上げ及び電力、用水の基本料金等に要する費用

(エ) 事業損失防止施設費

工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、濁水、地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用

(オ) 技術管理費

品質管理、出来形管理及び試験等に要する費用

(カ) 営繕費

現場事務所、労務者宿舎、試験室等の営繕及び労働者の輸送に要する費用

(キ) 安全費

工事施工上必要な安全対策等に要する費用

**イ 現場管理費**

現場管理費は、工事施工にあたって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、その内容は、次の(ア)から(タ)によるものとする。

(ア) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- a 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- b 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- c 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- d 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- e 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(イ) 安全訓練等に要する費用

- a 現場労働者の安全・衛生に要する費用
- b 研修訓練等に要する費用

(ウ) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課

ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(エ) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

(オ) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与

ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(カ) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(キ) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に基づく事業主負担額

(ク) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

(ケ) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

(コ) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(サ) 交際費

現場への来客等の対応に要する費用

(シ) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(ス) 外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費

(セ) 工事登録等に要する費用

工事实績の登録等に係る費用

(ソ) 動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）

(タ) 公共事業労務費調査に要する費用

(チ) 雑費

(ア)から(タ)までに属さない諸費

### **(3) 一般管理費等**

一般管理費等は、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用であり、一般管理費及び付加利益について積算するものとし、その内容は次によるものとする。

ア 一般管理費の項目及び内容

(ア) 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）

(イ) 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

(ウ) 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

(エ) 法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

(オ) 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

(カ) 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

(キ) 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

(ク) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(ケ) 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用

(コ) 調査研究費

技術研究、開発等の費用

(サ) 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用

(シ) 交際費

本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用

(ス) 寄付金

(セ) 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

(ソ) 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

(タ) 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

(チ) 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

(ツ) 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課

(テ) 保険料

火災保険その他の損害保険料

(ト) 契約保証費

契約の保証に必要な費用

(ナ) 雑費

電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等、諸団体会費等の費用

イ 付加利益

(ア) 法人税、都道府県民税、市町村民税等

(イ) 株主配当金

(ウ) 役員賞与（損金算入分を除く。）

(エ) 内部留保金

(オ) 支払利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用

**(4) 消費税等相当額**

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

ただし、工事原価に係る各項目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

森林整備保全事業設計積算要領

工種区分（表6-1）

工種区分	工種内容
河川工事	河川工事（河川高潮対策区間の工事を除く。）にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河川・道路構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事であつて次に掲げる工事 1 樋門（管）工、水（閘）門工、サイフォン工、床止（固）工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音（吸音）壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋（プレキャストセグメントを除く工場既成桁の場合）等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工（RC構造）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造） 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工（RC構造）、コンクリート橋の支承、高欄設置工（コンクリート等）、旧橋撤去工（コンクリート橋上下部）、トンネル内装工（新設トンネル） 4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・地すべり防止工事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法粹工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2及び3に類する工事
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 防潮工、消波工、砂丘造成における盛土工及びこれに類する工事
森林整備 *A, B区分有	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道路工事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事

鋼橋架設工事	<p>鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事であって、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工（鋼製・アルミ等）、橋梁補修工（鋼板接着・増桁）、スノーシェッド（鋼構造）、ロックシェッド（鋼構造）、落橋防止工（RC構造以外）、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工（水門、樋門、樋管、排水機場等）、床版工（RC構造及びプレキャストPC構造を除く）、橋梁下部工（鋼製）</li> <li>2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事</li> <li>3 鋼橋撤去工（鋼橋に伴う床版撤去含む）</li> </ol> <p>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</p>
PC橋工事	<p>PC橋に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事現場におけるPC橋の製作（工場製作桁は除く）架設及び製作架設に関する工事</li> <li>2 プレキャストセグメント構造のPC橋工事</li> </ol>
橋梁保全工事	<p>橋梁（上部工、下部工）に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工の修繕工事（塗装、舗装打ち替え等は除く）</p>
舗装工事	<p>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事</p> <p>ただし、小規模（パッチング）な工事で施工箇所が点在する工事は除く</p>
トンネル工事	<p>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 トンネル工事</li> <li>2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事</li> </ol> <p>ただし、本体工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は供用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</p>

道路維持工事	<p>道路にあって、次に掲げる工事</p> <p>1 管理を目的とした維持的工事</p> <p>2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工</p> <p>※1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工（供用トンネル）、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ※2に関する工事</p> <p>3 道路標識</p> <p>※1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ※1、樹木等、区画線等の設置</p> <p>4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業</p> <p>5 1から4までに類する工事</p> <p>※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面工の補修については局部的な場合に適用</p>
公園工事	<p>公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事において、次に掲げる工事</p> <p>敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工（敷地造成と併せて行うもの）、柵工及びこれらに類する工事</p>

1) 保安林管理道等に関する工事は、林道関係事業(道路工事等)に準ずるものとする。

2) 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。

3) 森林整備のA B区分は次のとおりとする。

(1) 森林整備Aの区分

ア 土木的工事と併せて行う森林整備に係る工事で、当該工事の対象額のうち土木的工事の費用の割合が20%以上の場合

イ 樹高1.5m以上の苗木の植栽費が50%以上の場合

ウ 航空実播工

エ 種子吹付工

(2) 森林整備Bの区分

上記(1)のアからエまで以外の森林整備